議案第68号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月13日

提出者 葛飾区長 青 木 克 德

(提案理由)

地方公務員法等の改正を踏まえ、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和30年葛飾区条例第9号)の一部を次のように改正する。 第7条第7項中「当該職員」を「その者」に、「が職員」を「がその者」に改め、同条 第8項を次のように改める。

8 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される 給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属す る職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の 勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条の3を削る。

第17条第4項及び第20条第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第27条の4第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条の5第2項中「、第13条の3及び次条」を「及び第13条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第6項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第7項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「同表の」を「第

- 7条第8項の規定により算出した」に改める。 附則に次の8項を加える。
- 10 当分の間、職員の給料月額は、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日 (附則第12項において「特定日」という。)以後、その者に適用される給料表の給料月 額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額(この条例その他の条例 の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場 合は、当該異なる給料月額)に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数 がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切 り上げるものとする。)とする。
- 11 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時 勤務を要しない職員
 - (2) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員
 - (3) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間(同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
 - (4) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同法第 28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除 く。)
- 12 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、 当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第14項において「異動日」とい う。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10 項の規定によりその者の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」とい う。)が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(そ の額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があ る場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」 という。)に達しないこととなる職員(人事委員会が定める職員を除く。)の給料月額 は、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給 料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

- 13 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。
- 14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、附則第10項の規定によりその者の受ける給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
- 15 附則第12項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
- 16 当分の間、附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する職員の分限に関する条例第 2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の規定の適用については、同条例第 2条第2項中「職員」とあるのは「職員の給与に関する条例(昭和30年葛飾区条例第9号。以下「給与条例」という。)附則第10項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第10項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例附則第10項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第7条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第10項の規定による降給は、この限りでない」とする。
- 17 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項及び第12項の規定による給料月額その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1アの部再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同部再任用職員の項を次のように改める。

定年前再	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
任用短時	月額	月額	月額	月額	月額	月額
間勤務職	197, 300	231,800	269, 600	287, 400	311,600	378, 600
員						

別表第1イの部再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤 務職員」に改め、同部再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
時間勤務職員	212,000	223, 200	244,000	274, 700

別表第2アの部再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同部再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
時間勤務職員	294, 500	355, 300	416, 100

別表第2イの部再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤 務職員」に改め、同部再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
時間勤務職員	月額	月額	月額	月額	月額
	199, 800	233, 600	269, 400	287, 000	311,600

別表第2ウの部再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤 務職員」に改め、同部再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
時間勤務職員	月額	月額	月額	月額	月額
	204, 000	234, 800	269, 400	287,000	311,600

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第10項及び第11項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。) 附則第10項から

第17項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用常時勤務職員」という。)の給料月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額(改正後の条例附則第7項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額)とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年葛飾区条例第3号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とする」とする。
- 5 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年葛飾区条例第3号)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)(改正後の条例附則第7項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額)とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条

例第17条第4項及び第20条第2号の規定を適用する。

- 7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員(以下「暫定再任用職員」という。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第27条第3項の規定を適用する。
- 8 改正後の条例第27条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉 手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任 用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一 部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第 1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の 規定により採用された職員」とする。
- 9 職員の給与に関する条例第11条の2から第13条まで及び第13条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(委任)

10 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

11 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年葛飾区条例第5号)の一部を次のように改正する。

付則第5項中「うち施行日以降にその者の受ける」を「うち、施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた」に改め、「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)その他」を削り、「には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、同一給料表適用特定職員のうち旧級が2級又は7級である再任用職員であって、施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会の定める職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、それぞれ給料として支給する」を「の給料月額は、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

付則第6項中「前項に規定する」を削り、「について、同項の規定により給料を支給される」を「であって、前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該特定職員には」を「特定職員の給料月額は」に、「同項の規定に準じて、給料を支給する」を「その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

付則第7項中「について」を「であって」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該職員には」を「職員の給料月額は」に、「前2項の規定に準じて、給料を支給する」を「その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

付則第8項中「再任用職員に」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)に」に、「施行日以降にその者の受ける」を「、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた」に、「再任用職員の欄」を「再任用職員の項」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該同一給料表適用特定職員には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を給料として支給する」を「職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年葛飾区条例第50号)の一部を次のように改正する。

付則第4項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が」を削り、「による給料の月額から当該額」を「により算出した差額に相当する額を加算した給料月額から当該加算をした給料額」に改める。

13 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成30年葛飾区条例第5号)の一部を次のように改正する。

付則第8項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の 5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再 任用職員」を「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和 3年改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用常時勤務職員」という。)及び令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員の項に掲げる給料月額」を「定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額」に改め、「加算した額」の次に「(暫定再任用短時間勤務職員にあっては、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年葛飾区条例第3号)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。))(改正後の条例附則第7項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額)」を加える。

付則中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項を第15項とする。

付則第13項中「付則第10項」を「付則第11項」に改め、同項を付則第14項とし、付則中第12項を第13項とし、第9項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とする」とする。